

委託医療機関以外で受診して産婦健康診査助成券を使用できなかった方へ

産婦健康診査助成制度のご案内

産後はホルモンバランスの変化や赤ちゃん中心の生活リズムになり、心身ともに不安定になりやすい時期と言われています。産後うつなどのご自身でも気づかないところからだの不調を早期発見し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の一環として、産婦健康診査の費用の一部を助成します。

【対象者】 ※1、2の両方に当てはまる方

- 1 産婦健康診査受診日に富士見市にお住まいの方
- 2 エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) を実施し、結果を市へ情報提供することに同意する方

【回数・時期】 おおむね産後1か月頃までに受ける健診について、1回の出産につき2回まで

【補助額】 上限 5,000円 (上限を超えた分は自己負担となります)

【申請場所】 子ども未来応援センター (窓口に来られない方は、下記にお問い合わせください)

【申請期限】 産婦健康診査受診日 (2回分の助成を申請する場合は2回目の受診日) から

30日以内 (郵送の場合必着)

申請期限が短いため、期限が土日祝日にかかる方はご注意ください。

◎ 申請に必要なもの ◎

必要書類		備考
1	富士見市委託外医療機関産婦健康診査補助金交付申請書 (様式第1号)	子ども未来応援センターにあります。申請時に記入してください。(市ホームページからもダウンロード可)
2	富士見市委託外医療機関産婦健康診査補助金請求書 (様式第3号)	
3	領収書・明細書 (いずれも原本)	領収書または明細書に「産婦健康診査」と明記されていることをご確認ください。
4	母子健康手帳	「出生届出済証明」、「出産後の母体の経過」のページの写しを提出してください。
5	申請者名義の預金通帳など	金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるページの写しを提出してください。
6	使用できなかった「産婦健康診査助成券」	使用できなかった助成券に、受診した医療機関等で受診日・結果《EPDS 必須》・医療機関名を記入してもらってください。

* 裏面もご覧ください *



《問い合わせ・申請場所》

富士見市子ども未来応援センター
〒354-0021 富士見市大字鶴馬3351-2
(富士見市立健康増進センター内)
TEL 049-252-3774



産婦健康診査受診日に富士見市に住民登録があり、医療機関や助産所で「産婦健康診査助成券」が使用できましたか？

はい

いいえ

助成券を使用した
(委託医療機関)

助成券を使用できなかった
(委託外医療機関)

助成券の上限金額を超えた額は
自己負担になります

医療機関等での費用は
一旦自己負担になります
※助成券に受診日・結果 (EPDS 必須)
医療機関名を必ず記入してもらって
ください。

産婦健康診査助成制度(表面参照)
を利用して申請します

約2か月後に口座に振り込まれます

助成券使用時の注意

- 健診当日、富士見市に産婦の住民登録がない場合は助成券の使用ができません。登録のある自治体に、お問合せください。
- 転出日当日の助成券の使用はできません。
- 未使用の助成券と現金との引き換えはできません。

